

会議録（2023年度 第1回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2023年7月31日（月） 午後1時30分～午後5時15分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
(委員) 阿部委員、小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、
小谷委員、平松委員、藤森委員
(県建設局) 建設局技監、道路維持課長、道路建設課担当課長、
河川課担当課長、砂防課担当課長、建設企画課担当課長
(県都市・交通局) 都市整備課担当課長、港湾課担当課長
(県農林基盤局) 農地整備課長、森林保全課担当課長、
農林総務課農林技術管理室長
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①2023年度愛知県事業評価監視委員会の予定について
 - ②審議対象とする事業及び抽出方法について
 - ③第2回委員会審議対象事業の抽出
 - ④対象事業の審議について
 - 【再評価】道路事業 1事業
交通安全対策事業 1事業
街路事業 1事業
農業農村整備事業 1事業
林道事業 1事業
 - 【事後評価】河川事業 1事業
砂防等事業 1事業
港湾改修事業 1事業
 - (3) 閉会

1 2023年度 愛知県事業評価監視委員会の予定について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

2 審議対象とする事業及び抽出方法について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

3 第2回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第2回の対象事業は、「再評価」が、砂防等事業と公営住宅棟整備事業と農業農村整備事業の計12事業、「事後評価」が砂防等事業と農業農村整備事業の4事業、合計16事業である。この16事業から、審議対象とする8事業を抽出した。

抽出にあたっては、先ほど採択された「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従い、進捗状況と事業内容を考慮して、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の見込みの判定結果」に着目した他、再評価当該基準を考慮して、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。

なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」について該当がなく、また3点目の「過去の審議状況」についても未審議のものはなかった。

砂防等事業では、事業期間と事業費に大幅な増があり、進捗率も低く、B/Cの低下も生じていることから、2番の「洞ノ沢」を抽出する。

公営住宅等整備事業では、進捗率が低く、B/Cも1.0であることから、3番の「原山台住宅2丁目（東地区）」を抽出した。

農業農村整備事業のたん水防除事業では、事業期間と事業費に大幅な増加が生じている、5番の「領内川右岸北部」を抽出した。

また同じく農業農村整備事業のたん水防除事業で、進捗率が低く、事業費も大幅な増加が生じている8番の「新立田輪中」と9番の「高河原」を抽出した。

なお、農業農村整備事業の水質保全対象事業では、進捗率が低く、事業費、事業期間も増加が生じている12番の「法立西井筋」を抽出した。

事後評価の抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達

成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目したが、該当はなかった。

但し、1番の砂防等事業の「北ノ入川」と4番の農業農村整備事業の「愛西北部」については、事前評価の審議済だが、事業期間が10年ほどある中、再評価が未審議であったため、この2つを抽出した。

なお、各事業及び再評価、事後評価のバランスも確認し、以上を総括すると、再評価から2番・3番・5番・8番・9番・12番の6件、事後評価から1番・4番の2件の合計8件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議について

(1) 道路・街路事業

①費用対効果の算出方法

道路建設課から説明。

[委員] 今後の道路事業においては、本説明内容を元に評価を行うが、実際に評価調書等を確認していくと思うところが出るかもしれない。ひとまず本説明は理解した。

[結論] 道路・街路事業の費用対効果の算出方法について理解を得た。

【再評価】

②道路事業：一般国道155号（春日井バイパス）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 春日井バイパスと国道19号の交差点はどういう形状か。

[県] 暫定2車線の時は平面交差、4車線の時は立体交差（国道19号が上）の予定。

[委員] 暫定2車線で整備した際に、平面交差点とのことですが、現時点においても、国道155号と国道19号の交差点で渋滞が発生しているので、暫定2車線で整備しても効果が薄いと思うが、どうか。

[県] バイパスを暫定2車線で整備した際には、現道の交差点はT字の交差点となり、現道の渋滞解消には寄与すると考える。

[委員] こういう道路こそ4車線で最初から整備すべきだと思うが、どうか。

[県] 事業費が非常に高く、暫定2車線の整備でも2033年度までかかるので、まずは暫定整備を進めていく

[委員] 現状の交通状況等を踏まえて、立体交差の方法を検討すべきだと思うが、その辺りはどのように考えているのか。例えば、春日井バイパスを暫定2車線で国道19号と立体交差するのはどうか。

[県] 国道19号が主交通となるので、国道19号の方が上で立体交差ということもあるが、我々も周辺の交通状況や整備手法など様々な検討をして、立体交差の方法を決めている。

[委員] 暫定2車線での整備で将来的には4車線での整備とのことだが、手戻りがないような形になっているのか。

[県] 春日井バイパスに限らないことだが、施工方法等はしっかりと検討して手戻りがないような整備をしている。

[委員] 評価のところに暫定整備から4車線整備に際して手戻りがない旨を可能な限り記載してほしい。

[県] 検討する。

[委員] この道路の東の方へ行くと志段味の方へ行かと思うが、庄内川を渡る道路が先にできてしまうと交通流が変わると思うが、そこの検討はしているのか。

[県] ご指摘のとおり、庄内川を超える箇所ができた際には、大きく流れが変わるが、現時点で計画がないので春日井バイパスから先行して整備を進めている。

[委員] この辺りの国道19号は南側6車線で、北側が4車線だが、それも考慮して検討されているのか。

[県] 考慮している。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

【再評価】

③交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者設置事業）：一般県道名古屋豊山稲沢線の審議

道路維持課から説明。

[委員] 事業期間について、事前評価時から延びているが、当初計画時点である程度予想していたことであったのか。

[県] ある程度事業の困難は予想され、長期化することも覚悟していた。都市計画に合わせて建物自体は控えて建ててもらっていても、お店を営業されている方は駐車場としても用地が必要なところもあり、建物についても補償の必要が生じている。本事業については、粘り強く対応していく路線であると感じている。

[委員] 事業区間の南側の歩道設置が完了しているが、大学は北側にある。このような状況で、実際学生はどのように通学しているのか。

[県] 基本的には駅を出て北側に渡って通学しているが、北側から市道を抜けて歩いている学生も多い。なお暫定的な対策で、路肩のカラー舗装を行っているが、擦れ始めているので、できるだけ早く歩道を整備したいと考えている。

[委員] 貨幣価値化困難な効果の変化について、以前に比べてポイントが減少しているが、このことについて具体的に教えていただきたい。歩行者交通量は事前評価と比べて増えており事故の数も増えている。これをどう評価しているか。また、こうした要素も効果を判断する指標に加えてはどうか。

[県] 事前評価時の事故は、主に自転車などの交通弱者の事故であった。一方、今回の再評価時では交通弱者の事故は無く、車の追突事故であった。推測ではあるが、南側工事中にガードマンを配置していたため、歩行者等の安全に気を配られていたが、ドライバーにとっては注意すべきことが多く、前への注意がおろそかになっていたのではと思う。
なお事故のより詳細な発生状況を評価指標に加えることについては、今後検討していきたい。

[委員] 事業が長期化していることにより事業費が増額する要素はあるか。

[県] 事業期間が伸びたことで、近年の資材価格の高騰により工事費が増額した事はあるが、全体の増額原因から見ると小さいものである。

[委員] 歩道の舗装について、ブロック舗装となっているが、何か意図があるものか。また、この舗装にしたことにより事業費が上がっているのか。

[県] 事前評価の際はアスファルト舗装を想定したが、本事業区間が北名古屋市の計画で「文化の回廊」に位置付けられており、市との調整の結果、平板ブロックによる歩道舗装を行う計画とした。
これにより 2000 万円ほど事業費が上がっているが、増額に占める割合としては小さいものである。

[委員] 本事業については事業が長期化しているが、部分的に供用を行う形でもある程度の効果があるように思えるため、事業費を上げてでも急いで事業を進めるといよりは事業費が増えないように着実に進める事がいいように思う。このような観点をどこかに追記できないか。

[県] 追記するよう検討する。

[委員] 事業範囲について、駅前まで範囲となっていないが、最終的には駅まで繋がる計画になっているのか。

[県] 都市計画上、道路オーバーにより鉄道と道路で立体交差を行う計画である。現在、北名古屋市が駅周辺の道路整備の在り方について検討中であり、駅前の道路構造や幅員についても、その結果を待って決めていくこととしている。

[委員] 評価調書（案）を修正することを条件に対応方針（案）を了承する。

【再評価】

④街路事業：都市計画道路安城一色線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 貨幣価値化困難な効果について、再評価時（1回目）と、評価項目が異なっているのはなぜか。

- [県] 事業評価マニュアルの改訂により、評価基準表が変わったためである。
- [委員] 事業のあらましでは、防災機能の強化が目標となっているが、貨幣価値化困難な効果の選定項目が「地域の活性化」となっているのはなぜか。
- [県] 西尾市の総合計画において、一色地区では、防災上の問題が懸念されており、防災機能を強化した地域づくりが進められていることから、本事業について、まちづくりを支援する道路整備に該当するといえるため。
- [委員] 事業目標の内容と選定項目が結びつかない。
- [県] 表現方法を修正させて頂く。
- [委員] 前回評価時のB/Cについては、北側の未整備区間も含めた算定となっているか。
- [県] 北側の整備済区間と、本事業の整備区間を合わせた約 400mの区間のみで算定している。本事業の整備により一定の事業効果の発現が期待できる。
- [委員] 現道の一般県道豊田一色線は、通学路に指定されているが、事業区間も通学路が指定されているようである。現道と同様に、整備がされていない状況か。
- [県] 本事業はバイパス整備であるが、事業区間は狭隘な道路があり、未整備の状態である。
- [委員] 2028年で終わるのか。
- [県] 過年度の面積ベースの用地取得の実績により毎年約 300m² 取得できると想定し、2028年に完了する予定である。現状では、特に目立った反対者もおらず、用地取得できると考えている。
- [委員] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（２）農業農村整備事業

①費用対効果の算出方法

農地整備課から説明。

特に意見なし。

【再評価】

②農業農村整備事業（用排水施設整備事業）：萩原東部の審議

農地整備課から説明。

[委員] 導水路というのはどのような施設か。

[県] 口径2,000mmの管水路を地下10m程度の深さにシールド工法で整備するものである。

[委員] 地元調整に不測の期間を要した要因は何か。

[県] 土地改良事業は計画時に受益者に事業内容を説明し同意を得て事業を実施するが、本地区は受益地と導水路の工事場所が離れており、計画時に工事場所周辺の住民への事業説明がされておらず、理解を得るのに期間を要した。

[委員] 事業について工事場所周辺の住民に説明することは当然必要だと思うが、説明せずに進めたことは避けられなかったのか。

[県] 本地域は一宮市から強い要望を受けて採択されたことから、工事場所周辺の住民を含め地元住民の理解は得られているものと考えていた。工事場所周辺の住民に説明する時期が遅くなったのは、県、一宮市双方の確認不足による。

[委員] 地元から了解を得るにあたり、追加工事が必要となるなど何か懸念は無いのか。

[県] 事業の中ではないが、工事場所周辺の住民にもメリットがあるように、一宮市が工事場所周辺の排水を導水路へ流し込み排水改善をするなどの整備を考えている。

[委員] シールド工法で地下に設置するという事で理解が得られたということか。

[県] 導水路を整備すると、排水先である新堀川の水位が上がることで工事場所周辺の排水が不良となることを懸念されていたが、河川整備が完了したときの排水量と同等であり、地域の排水を導水路へ流すことなど一宮市が排水不良の対策をしていくということで理解を得た。

[委員] 事後評価実施後の検証で「事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。ただし、事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。」とあるが、計画雨量は1/10確率なので短い気がするが、これはそういうルールでやるものか。

[県] はい。

[委員] 地下10mのシールド工法としているが、開削工法はできないのか。

[県] 住宅地に2kmの水路を整備する必要があり、開削では工事が難しいためシールド工法で行う。

[委員] B/Cで農業関連効果が少なく、住宅など農業以外の効果がほとんどだが、農業の予算で行う事業なのか。どう考えるべきか。

[県] 農業農村整備事業の事業効果は農業に関する効果のほか、生活環境の改善や国土の保全などの多面的効果を公益的效果として算定している。

[委員] 農地部でも都市化が進むことでB/Cで農業以外の効果が大きくなるが、逆に言えば都市化が進まなければシールド工法でなく開削でも良かったとも考えられる。一概に都市化が進んだところに農業予算で実施することがおかしいと考えるのは難しいと思う。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

(3) 林道事業

①費用対効果の算出方法

森林保全課から説明。

特に意見なし。

【再評価】

②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：田平沢平瀬の審議

森林保全課から説明。

[委員] 事業計画の進捗の遅れや事業費の増加、計画以上に実施される間伐面積は今回の B/C に織り込まれているのか。

[県] そのとおり。

[委員] 「事後評価実施の有無と主な評価内容」の説明で「主な評価内容」の「間伐などの森林整備の状況から確認する」とはどのような基準で確認するのか。

[県] 今回と同様、国の事業評価マニュアルに基づき間伐等の因子を用いて評価する。

[委員] 評価調書の 4 ページの表で、区分が「費用」と「費用」になっているが、「費用」と「便益」ではないか。

[県] 修正する。

[委員] 事業実施の阻害要因は、転石とか脆弱な土質の出現とのことだが、今後の開設区間について、阻害要因の調査は行っているのか。

[県] 現地を踏査した範囲では阻害要因は確認されなかった。

[委員] 大事なのは今後も計画以上に間伐を行う予定があるということで、目標とする効果が期待できると考えて良いか。

[県] そのとおり。豊田市が間伐に非常に熱心であり、これからも間伐が増える可能性はある。

[委員] 費用対効果の算出に木材価格の単価が使用されているが、最近の木材価格の変動は反映されているのか。

[県] 2021 年度の市場価格の平均から金額を設定した。

[委員] 2023 年度の評価をするのになぜ 2 年前の価格を使っているのか。

[県] 愛知県の林業統計書の最新版を参考にしている。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

(4) 河川事業

【事後評価】

①河川事業：二級河川蜷川水系の審議

河川課から説明。

[委員] 事業効果として床下浸水 28 戸が解消されたとあるが、家屋以外に浸水被害が解消された施設（病院など重要施設）はあるか。

[県] 浸水区域内の施設を確認し、事後評価調書にコメント等で反映する。

[委員] 蜷川排水機場建設による事業効果は何か。

[県] 排水機場の稼働により、伏見屋樋門上流の浸水被害が解消される。

[委員] 事業効果の発現確認で、2019 年 10 月降雨を用いているが、気候変動による降雨の増加を踏まえると、直近の 2022 年降雨による検証が必要ではないか。

[県] 事業完了後、直近 5 年(2018 年～2022 年)の実績降雨を確認し、2019 年 10 月 12 日降雨（24 時間雨量 165mm）が最大値となるため、発現状況の確認で採用している。（補足資料 p. 6 を基に説明）

[委員] 蜷川排水機場の設置目的は何か。

[県] 蜷川排水機場は、高潮対策で伏見屋樋門を閉門した後の河川水位の上昇を抑えるため、樋門の上流側から下流側に河川水を強制排水することを目的とした施設である。

[委員] 排水機場の事業における位置づけ（事業の主旨）が分かりにくい。明確に分かるようにしてほしい。

[県] 事業の主旨が分かるように、事後評価調書を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

(5) 砂防等事業

【事後評価】

①砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）：岩崎工区の審議

砂防課から説明。

[委員] 工法を変更したことにより、旅行客が増加したなど、具体的な事業効果の発現は確認できたか。

[県] 旅行客に対しての効果は確認できていないが、平成29年に本県で開催した「土砂災害防止 全国の集い」の現地研修の場として、本事業を選定し、全国の砂防関係の土木職員等から、地域景観に配慮した工法について、高評を得ることができている。

[委員] そのことについて、景観的に効果的な事業であったとして評価調書（案）に追記するよう修正してはどうか。

[県] 評価調書（案）を修正する。

[委員] 通常の構造物で計画しようとしたが、重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことにより、この工法に変更したのか。また、それに伴い事業費が増加したということか。

[県] そのとおりである。なお、今年の6月2日の大雨の際、ユニットネットの類似工法を施工した近接工区において、未対策の箇所でがけ崩れが発生し、対策済みの箇所では、がけ崩れが発生しておらず、このことから、事業効果の発現は確認できていると思われる。

[委員] そのことについて、防災的に効果的な事業であったとして評価調書（案）に追記するよう修正してはどうか。

[県] 評価調書（案）を修正する。

[委員] 重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区以外でも、景観に配慮した工法を採用していると思われるが。

[県] 自身の経験においても、名古屋市内で、景観に配慮した工法を採用しており、以前から急傾斜事業では、景観や環境に配慮した工事を行っている。

[委員] 調書は、現資料のとおりでもよいが、重要伝統的建造物群保存地区で、防災的・景観的に効果的な事業であったとして、大雨の際に効果を発揮した事や、全国の会議の際に現地研修の場として選定し高評を得た事を記載するとよいという事を、意見として申し上げて、方針として認める。

[県] 承知した。評価調書（案）を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（6）港湾改修事業

【事後評価】

①港湾改修（重要）事業：三河港御津地区の審議

港湾課から説明。

[委員] 蒲郡バイパスができることにより、企業立地が進むとの説明があったが、評価調書に記載されているか。また今後、三河港の港湾計画の改訂が予定されていると思うが、これを踏まえて本委員会への岸壁利用状況に関する報告のスケジュールを決めることになるのか。

[県] 評価調書の2ページに蒲郡バイパスのことは記載している。なお、三河港の港湾計画については、経済・社会状況が大きく変化している中で、状況変化を踏まえて現在、改訂作業に取り組んでいる。三河港の港湾計画の改訂、道路の供用開始、企業立地の動向、岸壁の利用状況を検証した上で、本委員会に報告する時期を決める。

[委員] 蒲郡バイパス自体は事業箇所から離れているが、蒲郡バイパスの供用開始により、御津地区の企業立地が進むといえるのか。

[県] 来年度開通する蒲郡バイパスの豊川為当インターチェンジから、事業箇所までは約2 kmである。道路交通アクセスの向上が、民間企業の設備投資を促進し、企業立地が進むと考えている。

[委員] 港湾施設を利用する企業が立地することが、今後の事業効果の発現において大事になると思うが見込みはあるのか。

[県] 御津地区は海上交通が可能となる港湾施設があることが最大のメリットであり、県企業庁と地元市はそのことを積極的にアピールして誘致活動を行っている。

[委員] 御津2区から御津1区への交通アクセスは、現状、背後に回り込む形である。1区と2区を直接つなぐ橋があれば、より港湾施設を使ってくれると思う。

[県] 1区と2区を結ぶ道路として、「東三河臨海線」が計画されている。今後、1区の企業立地が進めば、道路の具体化も期待されるが、事業化はもう少し先になると思う。

[委員] 港を使ってくれる企業が来ることが非常に大事。関係者が一体となって企業誘致を進めることは評価調書に書いてあるので、基本的にはこの対応方針が良い。

[委員] この事業を行う上で、漁業補償を行ったのか。

[県] 三河港内は昭和50年代までに漁業補償を行っている。

[委員] 事業費に対する評価について、「埋立土砂に建設発生土を活用するなど、コスト削減を図った」とのことだが、他の県事業で発生した土砂を活用したのか。

[県] 県や国の公共事業で発生した土砂を活用した。

[委員] 他の公共事業の事業者と調整して土砂を調達したということかと思うが、その辺りの努力が伝わらなかったのか、表現を工夫したほうが良いと思う。

[県] 調書を修正する。

[委員] 周辺で建設発生土が多く出る工事を行っているなど、この事業箇所は建設発生土を活用しやすい箇所なのか。

[県] 特別そうではないが、コスト削減の意識をもって関係者と調整し、積極的に建設発生土を受け入れた。

[委員] 運搬距離が何キロメートル以上だと採算が合わなくなるのか。

[県] 道路や河川など、土砂を発生させる事業者と個別に調整しながら判断している。

[委員] 建設発生土を活用したことによるコスト縮減効果は、工事費の 40.08 億円と 36.93 億円の差ということでしょうか。

[県] そのとおり。

[委員] 調書に「建設発生土を活用するなど」と記載されているが、それであれば、「など」は必要ないと思う。

[県] 調書を修正する。

[委員] 建設発生土の発生場所を記載すれば、効果をイメージしやすくなると思うが、具体的な場所を記載できるのか。

[県] 長期間にわたって様々な箇所から建設発生土を受け入れているので、その中の代表箇所というのは記載しづらい。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。